

加 監 公 表 第 6 号

令和7年7月16日

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 船 江 恒 平

加古川市監査委員 小 林 直 樹

加古川市監査委員 大 野 恭 平

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和7年5月19日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和7年5月19日付けで受理した。

なお、令和7年5月30日及び同年6月12日に請求人から本請求に係る追加の書類の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 令和6年度地域のまつり等支援事業補助金（以下「本件補助金」という。）について

ア 令和6年度地域のまつり等支援事業補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）第2条に規定する本件補助金の額は、令和6年度地域のまつり等支援事業補助金交付内規（以下「本件内規」という。）において具体的に定められている。なかでも、本件内規第4条に規定する世帯数加算については、加古川市町内会連合会会則第14条に規定する地区連合会が主体となる団体（以下「地区連合会」という。）の世帯数に応じて第1号から第5号に区分されている。しかし、第1号から第3号までは各区分の差額がいずれも5万円であるのに対し、第3号と第4号における差額は20万円と高額になっていることに疑問がある。

イ A地区は、世代間交流事業としてグラウンドゴルフ大会を令和6年10月6日に開催するに当たり、参加申込期限を同年8月25日とした募集チラシを地域に回覧した。その後、同年9月3日に本件補助金申請書を加古川市（以下「市」という。）に提出し、同日付けでA地区ふるさとまつりとして交付決定を受けている。しかしながら、本件補助金申請において、市からタイトル変更に関する指導を受けたことから、A地区は9月中旬に町内会員へ改訂版チラシを配布したものの、その時点ではすでにグラウンドゴルフの参加申込は締め切られており、市が

求める地域住民が誰でも参加できる事業には該当しないと思われる。

さらに、本来は8万円の上限が設定されている加古川市世代間交流学習会事業補助金（以下「世代間交流事業補助金」という。）に該当する内容であるにもかかわらず、表面的なタイトル変更により、上限額が54万円である本件補助金の対象事業として申請していることに問題があると思われる。

また、A地区の世帯数は4,922世帯であるにもかかわらず、参加が認められている人数が200人にとどまっており、地域全体の参加とは言い難く、54万円という高額な補助金が支出されていることは、市民全体の奉仕者としての視点から見ても、税金の使い方に疑問がある。

ウ A地区は、ふるさとまつり事業としてグラウンドゴルフ大会や大抽選会、ミニゲームを実施し、参加者へ配付するための景品を購入しているが、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）では、参加賞や抽選会等、参加費を支払わずに受け取れる金額を200円までと定められていると思われる。

それにもかかわらず、市が補助対象経費として、1点当たりおおむね2,000円までの景品購入を認めていることは問題である。

エ A地区の本件補助金の実績報告書に添付された請求書の日付が、イベント翌日となっている点については、補助対象経費として認められる適正な経費かどうか確認が必要である。また、お菓子一式とだけ記載された領収書も含まれており、具体的な購入内容が不明であることから、実績報告の審査の在り方について疑問がある。

加えて、地域住民ではないB大学の学生がまつりに参加し、B大学の休憩コーナーに係る経費が補助対象経費として計上されている点は、補助金の本来の目的から逸脱しているおそれがある。A地区が加入している兵庫県ボランティア活動等行事用保険の対象がグラウンドゴルフ参加者及びB大学の学生を対象とした200人に限定されているが、A地区が不特定参加者も保険の対象であるという認識なのであれば、当該保険料は無駄な支出であり、補助対象経費とするべきではないと思われる。

さらに、チラシ印刷費について、A地区の世帯数を上回る部数が印刷されており、実際の必要部数を超える印刷は資源の無駄遣いであり、その費用を補助する

必要はないと思われる。

本件補助金は、何の制限もなくばら撒くだけの補助金となっており、要綱自体に問題があると思われる。

よって、次の措置を求める。

- ・ A地区における本件補助金の全額返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件補助金の支出について

市がA地区に本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

産業経済部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年6月12日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

産業経済部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和7年6月12日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容などは次のとおりである。

ア 地域のまつり等支援事業補助金の概要及び対象事業等について

地域のまつり等支援事業補助金は、平成16年度から「加古川まつり協賛行事補助金」の名称で補助金制度を開始しており、加古川まつり花火大会（以下「花火大会」という。）と併せて市民総ぐるみで夏の風物詩を楽しみ、地域住民の連

帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的に、公民館エリア単位で、おおむね市内小学校の夏季休業期間中に実施する事業に対し、補助金を交付していた。

平成20年度に地域住民の要望により開催エリアを見直し、実施主体を地区連合会単位で実施できるよう変更した。

令和2年度に猛暑による健康への影響や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う開催延期等を考慮し、事業の実施期間を市内小学校の夏季休業期間中から翌年3月31日までに延長した。

令和3年度には、さらなる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、複数回や複数会場での分散開催に対しても補助対象とした。新型コロナウイルス感染症は令和5年度以降収束したものの、近年の酷暑を考慮した事業の開催が定着していると判断し、通年開催に対する補助を継続することとした。

また、令和5年度から、補助金制度の透明性をより確保するため、制度の注意点を各実施団体に配付している補助金の説明資料に明記し、地域のまつり等の参加者を限定しないようにするとともに、「世代間交流」などといった他の補助対象事業のように誤解が生じる事業名や実施団体名を使用しないよう注意喚起した。さらに、事業に要する費用は原則として現金払とし、領収書の宛名は補助金を申請した団体名での作成を依頼することや、領収書で購入品目が分からない場合は購入品目が分かる明細を添付すること、領収書に店舗等によるポイントが付与された場合には、ポイント分を支出額から減額した額を補助対象とする旨や、景品について、「高額な物」を補助対象外経費としていたが、金額の目安がなかったため、一つの景品につき、おおむね2,000円までの景品を補助対象とする旨を地域のまつり等支援事業補助金申請の注意점에記載し周知するなど、適宜見直しを図ってきた。

以上の経緯に加え、花火大会が令和4年度から秋に市内の複数か所で同時に花火を打ち上げる分散型で開催することとなったことで、これまで7月下旬から8月上旬にかけて花火大会と一体とした「加古川まつり」の協賛行事として実施されてきた地域のまつり等について、令和6年度に補助金の名称を「地域のまつり等支援事業補助金」に変更し、事業の実施期間を6月1日から翌年3月31日までに変更した。

イ 地域のまつり等における景品と景品表示法について

請求人は、景品表示法では、参加賞や抽選会等、参加費を払わずに受け取れる金額は200円までと定められていると思われ、市が補助対象経費としての景品の購入金額について、1点につき2,000円以下としていることは、景品表示法違反の可能性のある価格を提示しており、問題であると主張している。このことについて、地域のまつり等で配付される景品等については、事業内容から景品表示法に違反していないと認識している。

ウ 本件補助金について

本件補助金は、本件要綱に基づき、各地域の自主性や独自性を活かし、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図る地域のまつり等を実施する団体に対し、補助金を交付するものである。

補助の対象は、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図る事業で、その対象期間は6月1日から翌年3月31日までである。なお、事業の実施回数には制限を設けていない。

補助の対象となる者は、加古川市町内会連合会会則第14条に規定する地区連合会が主体となる団体又は市長が認める団体（以下「地区連合会等」という。）である。

補助の対象となる経費は、本件要綱別表（第2条関係）のとおり、補助事業実施に要する経費のうち、①食糧費のうちアルコール飲料の購入に係るもの、②備品購入費（消火器代、感染症対策用品代除く）、③報償費のうち実行委員会の構成員及び消防団に支払うもの、④有価証券、商品券、プリペイドカード、高額な景品等の換金性の高いもの（報償や謝礼などの報償費として支払うものを除く）、⑤特定の政治、宗教、選挙活動を目的としたもの、⑥その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものを除いた経費である。なお、本件補助金の補助率は、補助の対象となる経費の10分の10以内である。

補助額は、補助事業の対象となる経費の実支出額又は本件内規に定める額のいずれか少ない額であり、本件内規第2条に規定する基準額50,000円、第3条に

規定する小学校加算として、小学校区毎に90,000円、第4条に規定する世帯数加算として、地区連合会世帯数に応じた以下の基準額である。

- (1) 世帯数が1,301世帯から2,500世帯までは100,000円
- (2) 世帯数が2,501世帯から3,800世帯までは150,000円
- (3) 世帯数が3,801世帯から4,900世帯までは200,000円
- (4) 世帯数が4,901世帯から6,500世帯までは400,000円
- (5) 世帯数が6,501世帯以上は470,000円

また、第5条において、面積加算として地区連合会毎に10.0平方キロメートル以上の場合100,000円と規定しており、第1条において、第2条から第5条の合算額と規定している。さらに、第7条において、積算の基準日は前年度の10月1日と規定している。

なお、令和6年度のA地区ふるさとまつり実行委員会（以下「A地区実行委員会」という。）の補助上限額は、基準額50,000円、小学校加算90,000円、世帯数加算400,000円、面積加算なしで合計540,000円であった。

エ 請求人の主張、指摘に係る市の見解について

(ア) 本件補助金について

- ① 請求人は、本件内規による世帯数加算において、区分ごとの加算額の差が一律ではなく、世帯数が4,901世帯から6,500世帯までの区分が20万円も増額されていることに疑問があると主張している。このことについて、地域のまつり等の開催方法は各実施団体により異なるが、これまでの地域のまつり等の開催状況に鑑み、世帯数が多い地域であれば、周知する人数が多くなることや開催規模が大きくなり、経費が多く必要であると考えられることから、世帯数により補助金に加算額を設けている。

これらの加算額は、平成20年度に開催エリアを公民館エリア単位から地区連合会エリア単位に変更した際に、全ての地区に一律900,000円としていた補助上限額を、行財政改革の一環として、歳出予算の削減と併せて、補助基準額に各地域の小学校数、世帯数、面積等の要素を考慮した積算方法に見直

しているものである。また、世帯数の基準日は、当初予算積算時の直近の世帯数である前年10月1日としている。

- ② 請求人は、ふるさとまつりのチラシが配布された時点で、グラウンドゴルフ参加者募集は締め切られており、「誰でも参加できる事業」になっていないと主張している。また、4,922世帯の地域であっても、参加が認められている人数が200人不足であるにもかかわらず、54万円という高額な補助金を支出している実態に、市民全体の奉仕者としての税金の使い方に疑問を感じるとも主張している。このことについて、事業の実施に際しては、各実施団体に対し、参加人数を制限するような催しは控えるよう周知しているが、各実施団体の開催方法や準備期間等に鑑み、当日の参加人数が限られてしまう場合であっても、事前に広く募集・周知が行われている場合は、誰でも参加できる事業として認めている。A地区実行委員会では、ふるさとまつりのチラシを配布しており、また、各町内会の掲示板にもふるさとまつりのチラシを掲示していることから、広く周知されており、誰でも参加できる事業であると判断している。

本件補助金の申請については、本件要綱に基づき、申請書類等を審査した結果、補助の対象となる事業の要件を満たしていると判断した。さらに、事業の開催について事前に地域内で周知を図り、参加を呼び掛けていることから、補助金の支出は適切であると判断している。また、A地区ふるさとまつりの参加人数は約700人であったと確認している。

なお、本件要綱自体に問題はないと認識しているが、今後、社会情勢等の変化に伴い、地域の実情に応じた要綱の見直しは適宜必要であると考えている。

- ③ 請求人は、8万円の上限が設定されている世代間交流事業補助金に該当する内容にもかかわらず、タイトルのみ変更という表面的な対応により、54万円が上限である本件補助金の対象事業としていることに問題があると主張している。このことについて、9月3日、A地区実行委員会から本件補助金申請書が提出された。申請書に添付された事業計画書には、地域交流を目的とした催しとして「グラウンドゴルフ大会」や「ミニゲームコーナー（パターゴルフ、輪投げ、ポッチャ等）」の実施が記載されていることや、収入支出予算書によ

り、ふるさとまつりのチラシを全世帯に配布して周知する予定であること、また、A地区実行委員会の団体規約においては、「A地区のおまつりを通じて、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的とする」と規定されており、これらの内容から、この事業は本件補助金の対象であると判断し、同日付けで補助金交付決定を行った。

本件補助金の申請書を受け付けた9月3日時点では、A地区内で世代間交流事業グラウンドゴルフ大会の実施案内と参加者募集が行われていたことを把握していなかった。

その後、9月9日、関係職員がA地区内で配布されていたチラシに「A地区世代間交流事業」と記載されていることを確認した。翌9月10日、A地区実行委員会会長に対して、「10月6日開催の『A地区世代間交流事業』と記載されたチラシは、補助金を申請した『A地区ふるさとまつり』のことか。」と口頭にて確認した。これに対して、A地区実行委員会会長からは「そのとおりである」との回答があり、この事業は補助金申請時点から一貫して「A地区ふるさとまつり」として実施する認識であったことが確認された。これにより、補助金申請時の計画内容と目的に変更はなく、事業の実施主体及び内容も当初の申請どおりであることから、補助金交付決定を取り消す理由はないものと判断した。

なお、名称に関して、一部で「世代間交流事業」との表記が用いられていたことから、A地区内の住民に対し事業内容が誤認される恐れがあると考え、A地区実行委員会に対しては、この事業がふるさとまつりであることが明確に伝わるよう、改めて周知するよう指導した。

- ④ 請求人は、補助対象経費について、請求書がイベントの翌日となっていることや、お菓子一式と表示された領収書が含まれていることに疑問があると主張している。このことについて、A地区ふるさとまつりの事業対象期間は、7月1日から11月30日までであり、請求書の日付がA地区ふるさとまつり開催日翌日であっても、領収書の日付が事業対象期間内であれば補助対象としており、問題ない。また、書面上で購入したものが分からない領収書がある場合は、購入品目が分かる明細の提出を求めたり、聞き取りにより確認している

が、お菓子一式の領収書については、ゲームの参加賞品のために使用したことを会計簿及び領収書から判断したため、補助対象経費としたことに問題はない。

- ⑤ 請求人は、地域住民ではないB大学の学生が参加し、B大学の休憩コーナーに係る経費を全て補助対象経費に計上していることは趣旨が違っていると主張している。また、町内会会員である4,901世帯以上を対象にした地域のまつりであれば、最低でも2,000人程度の参加があると考えられるべきと思われるが、兵庫県ボランティア活動等行事用保険の加入対象がグラウンドゴルフ参加者及びB大学生の200人に限定されており、その保険料を補助対象経費とすることに疑問があると主張している。さらに、チラシ印刷について、A地区の世帯数を上回る部数が印刷されていることは、資源の無駄遣いであり、その費用を補助する必要はないと主張している。このことについて、B大学生のA地区ふるさとまつりへの参加は、地域の学校や団体が地域のまつり等に参加することは本件要綱の趣旨に合致しており、B大学生による休憩コーナーにおける経費を補助の対象経費とすることは、適正である。また、事業の実施に際しての保険加入については、実施団体に任せており、加入した場合の保険料については、補助対象経費として認めている。A地区実行委員会が加入した兵庫県ボランティア活動等行事用保険A1型は、ボランティアグループ及び市民活動団体等が行事やイベントを主催する場合の事故に備えるための保険であり、ゲートボールなどの球技大会や、盆踊りや模擬店といったおまつり行事などを対象とした保険であることから、A地区ふるさとまつりの事業内容に合った保険であり、その保険料を補助対象経費とすることに問題はない。

次に、チラシの印刷をA地区の世帯数よりも約600枚多く印刷していることについては、町内会で把握している世帯数約4,900世帯と大学等への周知のほか、掲示板での周知用であり、世帯数よりも多く印刷することは十分に考えられ、600枚の増刷が常識を逸脱した量とは考えにくい。

- ⑥ 請求人は、世代間交流事業補助金との棲み分けが明確でないと主張している。このことについて、地域のまつり等支援事業補助金と世代間交流事業補助金については、それぞれの要綱で整理しているとおりであるが、具体的には、

社会教育課所管の世代間交流事業補助金では、地域の教育力を高め、地域の絆を育むことを目的としており、町内会等で実施する場合は町内会長、又は小学校区で実施する場合は当該小学校区を代表する町内会等の長、町内会等と小学校区の長が合同にて実施する場合はその代表者を対象に補助金を交付している。

地域のまつり等支援事業補助金では、冒頭に述べたとおり、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的に、6月1日から翌年3月31日までに実施される地域のまつり等について、地区連合会等に対し、補助金を交付している。

このように目的や対象団体、交付要件が定められており、制度上は区別がされている。

A地区ふるさとまつりについては、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図る趣旨のもと実施されたものであり、また、開催時期及び実施団体についても、本件補助金の交付要件を満たしていることから、本件補助金の対象事業として適切であると判断し、交付を決定したものである。

以上のことから、本件補助金は、その目的に合致して適正に支出されており、正当なものであるから、本件補助金の返還を求める必要はない。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 船 江 恒 平

加古川市監査委員 小 林 直 樹

加古川市監査委員 大 野 恭 平

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認の上、判断した。

(1) 本件補助金の支出について

請求人は、本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 地域のまつり等支援事業補助金の目的、補助対象者及び補助対象経費について

(ア) 地域のまつり等支援事業補助金については、平成16年度から「加古川まつり協賛行事補助金」の名称で補助金制度が開始され、花火大会と併せて、市民総ぐるみで夏の風物詩を楽しみ、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的に、公民館エリア単位で、おおむね市内小学校の夏季休業期間中に実施する事業に対して補助金が交付されてきた。

平成20年度には、地域住民からの要望を受け、開催エリアの見直しが行われ、地区連合会単位での開催が可能となるよう制度を変更した。

令和2年度には、猛暑による健康への影響や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の実施期間が市内小学校の夏季休業期間中から翌年3月31日までに延長された。

令和3年度には、さらなる新型コロナウイルス感染症対策の一環として、複数回や複数会場での分散開催に対しても補助対象とする対応がなされた。

令和5年度からは、補助金制度の透明性を確保するため、各実施団体に配付している補助金の説明資料において制度上の注意点を明記し、地域のまつり等の参加者を限定しないよう促すとともに、「世代間交流」など、他の補助対象事業と誤解される事業名や実施団体名の使用を避けるよう注意喚起が行われていることを確認した。

また、事業に要する費用は原則現金払とし、領収書の宛名を補助金申請団体名とすることや、購入品目が不明な領収書には明細の添付を求めるなど、経費処理の適正化が図られている。さらに、店舗等でポイント付与があった場合は、ポイント分を支出額から減額することや、景品については「高額な物」を補助対象外経費とする明確な基準として、景品・賞品は1点につきおおむね2,000円までを補助対象とする旨を周知するなど、見直しを行っていることを確認した。

加えて、花火大会が令和4年度から秋季に市内の複数か所で同時に花火を打

ち上げる分散型で開催されることとなったことを受け、これまで7月下旬から8月上旬にかけて花火大会と一体で実施されていた加古川まつりの協賛行事として実施されてきた地域のまつり等について、令和6年度より補助金の名称を「地域のまつり等支援事業補助金」に変更し、事業の実施期間も6月1日から翌年3月31日までに変更したことを確認した。

(イ) 本件補助金の対象事業は、本件要綱第3条に基づき、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図るものであり、6月1日から翌年3月31日までに実施される地域のまつり等であることが要件とされており、事業の実施回数には制限が設けられていないことを確認した。

また、本件補助金の対象者は、地区連合会等と規定されている。

(ウ) 本件補助金の対象経費については、本件要綱別表（第2条関係）のとおり、補助事業の実施に要する経費のうち、①食糧費のうちアルコール飲料の購入に係るもの、②備品購入費（消火器代、感染症対策用品代除く）、③報償費のうち実行委員会の構成員及び消防団に支払うもの、④有価証券、商品券、プリペイドカード、高額な景品等の換金性の高いもの（報償や謝礼などの報償費として支払うものを除く）、⑤特定の政治、宗教、選挙活動を目的としたもの、⑥その他社会通念上公金で賭うことがふさわしくないものについては、補助対象外と規定されている。

補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内であり、補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は本件内規に定める額のいずれか少ない額と規定されている。さらに、本件内規第2条において、基準額として地区連合会毎に50,000円、第3条において、小学校加算として小学校区毎に90,000円、第4条において、世帯数の加算額として地区連合会世帯数に応じた次の額と規定されている。

- (1) 世帯数が1,301世帯から2,500世帯までは100,000円
- (2) 世帯数が2,501世帯から3,800世帯までは150,000円
- (3) 世帯数が3,801世帯から4,900世帯までは200,000円
- (4) 世帯数が4,901世帯から6,500世帯までは400,000円
- (5) 世帯数が6,501世帯以上は470,000円

また、第5条において、面積加算として地区連合会毎に10.0平方キロメートル以上の場合は100,000円と規定されており、第1条において、第2条から第5条の合算額とすると規定されている。

なお、第7条において、積算基準日は前年度の10月1日と規定されている。

令和6年度のA地区ふるさとまつりの補助金交付決定額は、基準額50,000円、小学校加算90,000円、世帯数加算400,000円、面積加算なしとなり、合計540,000円であることを確認した。

イ 本件補助金の支出に係る事務手続について

加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「補助金規則」という。）によれば、補助金等の交付は、原則として、①補助金等を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金等の額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われる。

また、本件要綱において、①補助金の交付を受けようとする補助申請者は、補助金申請書に誓約書、事業計画書、収支予算書、団体規約及び構成員名簿等を添えて提出すること（第4条）、②申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定すること（第5条）、③補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定書を速やかに申請者に通知すること（第6条）、④補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業終了後14日以内に実績報告書に事業実績調書、収支決算書、会計簿等を添えて提出すること（第7条）、⑤実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知すること（第8条）、⑥補助金の交付を受けようとする補助対象者は、速やかに請求書を提出すること（第9条）などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

(ア) A地区の本件補助金について、令和6年9月3日付けで、補助金申請書、誓約書、事業計画書、収支予算書、団体規約及び構成員名簿等（以下これらを「補助

金交付申請書等」という。)が提出された。

(イ) 市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、同日付けで540,000円の補助金の交付決定を行い、A地区実行委員会に補助金交付決定書を交付した。

(ウ) 令和6年12月2日付けで実績報告書、事業実績調書、収支決算書及び会計簿等(以下これらを「実績報告書等」という。)が提出された。

(エ) 市は提出された実績報告書等を審査した後、12月4日付けで527,470円の補助金の額の確定を行い、A地区実行委員会に補助金確定通知書を交付した。

(オ) 令和6年12月5日付けでA地区実行委員会から補助金請求書が提出された。

(カ) 令和6年12月20日に527,470円をA地区実行委員会の口座に振込みした。

ウ 地域のまつり等支援事業補助金と世代間交流事業補助金との棲み分けについて

請求人は、世代間交流事業補助金との棲み分けが明確でないと主張している。関係職員への調査により、地域のまつり等支援事業補助金と世代間交流事業補助金については、それぞれの要綱で整理していることを確認した。具体的には、世代間交流事業補助金では、地域の教育力を高め、地域の絆を育むことを目的としており、町内会等で実施する場合は町内会長、又は小学校区で実施する場合は当該小学校区を代表する町内会等の長、町内会等と小学校区の長が合同にて実施する場合はその代表者を対象に補助金を交付している。一方、地域のまつり等支援事業補助金では、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的に、6月1日から翌年3月31日までに実施される地域のまつり等について、地区連合会等に対して補助金を交付している。

以上のようにそれぞれの要綱に規定している目的や対象団体、交付要件に差異があることから、制度上の区別がされていると判断した。

なお、A地区ふるさとまつりについては、その実施目的が地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図るものであり、また、開催時期及び実施団体についても交付要件を満たしていることから、本件補助金の対象事業として判断し、交付を決定した

ことを確認した。

エ 本件補助金と景品表示法の関係性について

請求人は、A地区におけるふるさとまつり事業において実施されたグラウンドゴルフ大会、大抽選会、ミニゲームの参加者に配付された景品について、参加費を徴収しない抽選会や参加賞として提供される景品の金額が、景品表示法に定める上限を超えている可能性があるとして主張している。また、市が補助対象経費として、景品の上限を1点あたりおおむね2,000円としていることが問題ではないかとも主張している。関係職員への調査によると、有識者に相談し、地域のまつり等に参加する際に参加費が必要ではない場合には、抽選会の景品やスポーツ大会での賞品は、それ自体が取引の対象であり、何らかの取引に付随して提供されるものではないため、景品表示法の対象外であるとの回答を得ていることを確認した。

このことから、A地区ふるさとまつり事業での景品等は景品表示法の対象外であり、補助の対象とする景品の購入金額について、1点につきおおむね2,000円を上限とすることに問題はない。

オ 本件補助金に関する指摘事項について

(ア) 請求人は、本件内規による世帯数加算において、区分ごとの加算額の差が一律ではなく、世帯数が4,901世帯から6,500世帯までの区分が20万円も増額されていることに疑問があると主張している。また、世帯数の積算基準日について、年度での事業であることから、前年度の10月ではなく4月時点での加入世帯とするべきであると主張している。関係職員への調査により、本件補助金については、各実施団体によって開催方法が異なるものの、これまでの開催状況等を踏まえると、世帯数の多い地域では周知すべき住民の数が増えることや、開催規模が大きくなる傾向にあるため、それに伴い必要となる経費も増加するものと考えられることから、補助金においては、小学校数や世帯数等を加味した加算額を設定している。

これらの加算額は、平成20年度に開催エリアを従来の公民館エリア単位から地区連合会エリア単位に変更する際に見直しが行われたものであり、それまで一

律900,000円であった補助上限額を、補助基準額に各地域の小中学校数、世帯数、面積等の要素を加味した積算方法に改めたものであることを確認した。この補助金制度の見直しに当たっては、地域の実情に即した継続的な実施が可能となるよう配慮しつつ、小中学校数、世帯数、面積等の様々な要素を複合的に勘案しており、特定の一基準のみに基づいて判断されるべきものではなく、総合的な観点から加算の妥当性を判断している。現在もこの設定を用いて補助金額を算定しているが、各実施団体ごとの補助金額について妥当かどうかの検討は毎年行い、問題がないことを確認した上で内規に規定していることを確認した。また、世帯数の基準日は、市の予算積算時に用いる直近のデータとして、前年10月1日現在の数値を用いることを本件内規第7条に規定していることを確認した。

以上のことから、本件補助金における加算措置は、本件内規に従い適正に積算されていることから、違法又は不当であるとは言えない。

(イ) 請求人は、A地区にふるさとまつりのチラシが配布された時点で、グラウンドゴルフ参加者募集は締め切られており、「誰でも参加できる事業」になっていないと主張している。また、4,922世帯の地域に対し、参加が認められた人数が200人不足であるにもかかわらず、54万円という高額な補助金が支出されている実態に、税金の使い方に疑問があると主張している。関係職員への調査により、事業の実施に際しては、各実施団体に対し、参加人数を制限するような催しは控えるように周知しているものの、各実施団体の準備状況や開催方法等に鑑み、やむを得ず当日の参加人数に制限が生じる場合であっても、事前に広く募集・周知が行われていれば、誰でも参加できる事業として取扱う運用としていることを確認した。

また、A地区実行委員会においては、ふるさとまつり事業の開催に際し、チラシをA地区内に配布したほか、各町内会の掲示板にも掲示を行うなど、地域住民に対して広く周知が図られていることを確認した。したがって、この事業は、誰でも参加できる事業としての要件を満たしており、本件補助金の交付対象として適正であることを確認した。

加えて、本件要綱には補助事業における参加者数に関する規定はなく、広く参加を呼び掛けた結果として、実際の参加者数が約700人であったことは、事業

の周知が適切に行われた成果であり、その人数自体に問題があるとは認められない。本件要綱自体に問題はないと認識しているが、今後、社会情勢や地域活動の多様化等の変化に対応する必要性が生じた場合には、地域の実情を踏まえた要綱の見直しを適宜検討していくことを確認した。

(ウ) 請求人は、本来8万円の上限が設定されている世代間交流事業補助金の対象となるべき事業であるにもかかわらず、タイトルの変更等の表面的な対応により、上限額54万円の本件補助金の対象としていることに疑問があると主張している。関係職員への調査により、令和6年9月3日にA地区実行委員会から提出された事業計画書には、グラウンドゴルフ大会やミニゲームコーナー（パターゴルフ、輪投げ、ポッチャ等）の実施が明記され、地域交流を目的とした催しであることが示されていた。また、収入支出予算書には、全世帯へのチラシ配布による周知が計画されている旨が記載され、A地区実行委員会の団体規約にも、「A地区のおまつりを通じて、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図ることを目的とする」と規定されていることを確認した。産業振興課（以下「担当課」という。）はこれらの内容を総合的に判断し、この事業は本件補助金の交付要件を満たすものとし、同日付けで補助金の交付決定を行ったことを確認した。

さらに、本件補助金の申請受付時点で担当課は、地域内で世代間交流事業グラウンドゴルフ大会の実施案内と参加者募集が行われていたことを把握していなかったこと、また、9月9日に地域内で配布されていたチラシに「A地区世代間交流事業」との表記があることを確認した後、翌9月10日にA地区実行委員会会長へ口頭で確認を行い、「10月6日開催の『A地区世代間交流事業』は、補助金を申請した『A地区ふるさとまつり』と同一である」との回答を得ていたことも確認した。

この回答を踏まえ、補助金申請時から一貫して「A地区ふるさとまつり」として実施する認識であったことが確認されたため、補助金交付決定を取り消す理由はないと判断したことを確認した。

併せて、チラシ上に一部「世代間交流事業」との名称が用いられていたことについては、地域内の住民に対し事業の内容について誤解を与えるおそれがあるとして、担当課がA地区実行委員会に対し、この事業がふるさとまつりであること

を明確に周知するよう指導したことも確認した。

(エ) 請求人は、A地区ふるさとまつりに係る補助対象経費のうち、①イベント開催日の翌日付けの請求書が存在していること、②「お菓子一式」と記載された領収書にはアルコールを含むお菓子類が含まれていた可能性があることについて、いずれも補助対象経費として疑問があると主張している。関係職員への調査により、以下のとおり確認した。

① A地区ふるさとまつりの事業期間は、令和6年7月1日から11月30日までと設定されている。事前に配付している補助金の説明資料においても、領収書の日付が事業期間以外の物は補助金対象外であると明記されており、各実施団体に周知していることを確認した。したがって、請求書の日付が開催日翌日の日付であっても、領収書の日付が事業期間内であれば、補助対象経費とすることは適正であることを確認した。

② 「お菓子一式」と記載された領収書について、購入品目が不明確な領収書が提出された場合には、担当課において明細書の提出を求める、または聞き取りを行う等により、その内容の確認を行っている。指摘の「お菓子一式」と記載された領収書については、A地区実行委員会の会計簿及び領収書から、ゲームの参加賞として購入されたことが確認され、補助金の対象としたものである。なお、審査に当たっては、アルコールを含む飲食物については、社会通念上、公金により賄うことがふさわしくない物品が報告に含まれていた場合には、補助対象経費から除外する運用がなされていることを確認した。

(オ) 請求人は、地域住民ではないB大学の学生が参加し、B大学の休憩コーナーに係る経費を全て補助対象経費に計上していることや、兵庫県ボランティア活動等行事用保険の加入対象がグラウンドゴルフ参加者及びB大学生の200人に限定されているが、A地区が不特定参加者も保険の対象であるという認識であれば、その保険料を補助対象経費とすることに疑問があると主張している。また、チラシ印刷について、A地区の世帯数を上回る部数が印刷されており、その全額を補助対象経費とすることにも疑問があると主張している。関係職員への調査により、本件要綱においては、地域のまつりは地域住民の連帯やふるさと意識の高揚等を目的としており、地域の学校・団体が地域行事に参加することは、本件要綱

の趣旨に沿うものである。よって、B大学の学生が参加し、休憩コーナーを運営する等の活動に係る経費についても、まつり全体の運営に資する支出として補助対象とすることは適正であることを確認した。また、事業の実施に際しての保険加入については、実施団体の判断に委ねており、加入した場合の保険料については、補助対象経費として認めている。A地区実行委員会が加入した兵庫県ボランティア活動等行事用保険A1型は、ボランティアグループや市民活動団体等が主催する行事・イベントにおける事故に備えるための保険であり、盆踊り、模擬店等の地域のまつりや球技大会を対象としていることを確認した。

このことから、A地区ふるさとまつりの事業内容に適合する保険であり、当該保険料を補助対象経費とすることに問題はないことを確認した。

チラシの印刷部数が、町内会で把握しているA地区の4,922世帯を上回る約5,500枚との指摘については、B大学関係者への配布や、掲示板での掲示を含めた周知目的であり、5,500枚の印刷は効果的な周知手段として合理的な範囲内と考えられ、補助対象経費とすることに問題はないことを確認した。

以上のことから、本件補助金の目的及び対象となる経費は本件要綱に適合しており、本件補助金の支出に係る事務手続も補助金規則及び本件要綱に基づき適正に行われている。

よって、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

- (1) 現在実施されている地域のまつり等支援事業補助金及び世代間交流事業補助金については、それぞれの目的、対象団体、交付要件が定められているものの、地域とのつながりや住民交流の促進といった観点から、事業内容や対象活動に類似点が見受けられる。両補助金はそれぞれの制度要綱に基づき適切に運用されていると認識しているが、申請者にとっては、補助制度の選択や対象範囲の判断が難しい場合も

あり、手続上の混乱や重複申請が懸念される。

このような状況を踏まえ、補助制度の効果的な運用と公平性の確保の観点から、申請者が自らの事業に適した補助制度を適切に選択できるよう、両補助金の目的や対象範囲について明確に整理することを検討されたい。

(2) 本件補助金は、町内会会員に限らず地域住民を対象としていることから、その積算に当たっては、地区連合会の世帯数ではなく、住民基本台帳上の人口等を用いることが、より合理的であると考えられる。また、積算の基準日についても、事業の実施時期との整合性を図る観点から、補助年度内とすることが妥当であると考えられる。以上のことから、補助金の算定について見直しを検討されたい。

(3) 本件補助金に係る事業計画書及び事業実績調書については、参加人数や事業内容の詳細等の記載項目が規定されておらず、補助金を交付するに当たっては、事業計画や事業実績を十分に把握できる様式とはなっていない。このため、補助金申請書及び実績報告書において、申請事業の目的や成果をよりの確に把握できるよう、添付資料や様式の見直しについて検討されたい。

併せて、本件補助金は、地区連合会等に対して予算額の配分を事前に提示する、いわゆる割当内示が行われているため、実施団体はあらかじめ補助金の上限額を把握した上で補助金の申請を行っている。

このような実態を踏まえると、申請のあった事業の趣旨や、補助金額に見合う事業規模であるか否かを審査するなど、本件補助金制度のより効果的な在り方について検討されたい。